

長野県災害廃棄物処理計画について

計画の位置づけ等

資源循環推進課

1 位置づけ

東日本大震災を踏まえ、災害廃棄物（地震・水害等の災害により発生する廃棄物）の処理等に関して必要事項を整理した環境省の「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）に基づき、長野県災害廃棄物処理計画を策定（平成28年3月）

なお、同指針において、市町村には具体性のある災害廃棄物処理計画の策定が求められている。

2 計画の目的

災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や処理方法を示すことにより、県民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに、早期の復旧・復興に資することを目的とする。

3 災害廃棄物処理の実施主体

市町村（県は、市町村と連携し、連絡調整、情報収集、支援要請等を行う。）

計画の概要

1 想定される災害

平成27年3月に公表された第3次長野県地震被害想定調査報告書で想定される大規模地震による被害のほか、小規模地震による被害や風水害を対象

【災害廃棄物発生見込量の推計方法】

被害区分毎の棟数×被害区分毎の発生原単位

- ・ 全壊：117 t/棟
- ・ 半壊：23 t/棟
- ・ 木造火災：78 t/棟
- ・ 非木造火災：98 t/棟

(参考)

- ・ 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）
約800万 t（県内で発生する一般廃棄物の約12年分）
- ・ 長野盆地西縁断層帯の地震
約377万 t

2 平常時の備え

- ・ 組織体制・役割分担の定め
- ・ 一般廃棄物処理施設の耐震化
- ・ 仮設トイレ・避難所ごみ
- ・ 災害廃棄物処理の方法
- ・ 国や各県等関係機関との連携

3 発災後の災害廃棄物処理

- ・ 組織体制・指揮命令系統の確立
- ・ 被災状況等の情報収集
- ・ し尿・避難所ごみ処理体制の確立
- ・ 災害廃棄物処理見込量の推計
- ・ 仮置場の開設
- ・ 災害廃棄物処理の実施

これまでの取組等

中部ブロック情報伝達訓練

- 大規模災害発生を想定し、広域連携による廃棄物処理に係る情報伝達訓練を実施
- 参加機関
国（中部地方環境事務所）
県（中部ブロック9県）
市町村（県内16市町村）

人材育成(研修等)

- 中部ブロック災害廃棄物対策セミナー(国主催)
- 長野県災害廃棄物処理セミナー(県主催)
- 県災害廃棄物処理計画の周知